人権ほっと28年８月号

「合理的配慮（聴覚障がい編）」

大阪教育大学教授　井坂行男

文部科学省から、４月末に公表された昨年度の特別支援教育に関する調査結果には、通級による指導を受けている児童生徒が９万人を超えたという報告がありました。

平成５年度から制度化された通級による指導は、通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が特別な指導を週１～８時間受けられる制度です。この制度を利用する児童生徒はこの20年間で、７倍になりました。この理由について、文部科学省は障がいの理解が進んだからだと説明しています。

特別支援教育の充実やインクルーシブ教育システムの推進には共に学ぶ児童生徒の障がいの理解のみならず、保護者や地域の方々の障がいに対する理解が促されることも非常に大切なことです。

今回は聞こえない、聞こえにくい聴覚障がいのある児童生徒が通常の学級で共に学ぶために必要な合理的配慮について、文部科学省のまとめに基づいて、説明します。

聴覚障がいのある児童生徒は情報を受け取ったり伝えたりする場合にも配慮が必要で、聴覚障がいは情報障がいであるといわれます。

学習や生活上の困難等に対する合理的配慮には補聴器や人工内耳の活用、手話等の適切なコミュニケーション手段の併用が求められます。音声情報の受容を考慮した学習内容の変更や調整ではヒヤリング等での音質・音量の調整、文字による代替、音による合図の視覚表示等が必要です。さらに、分かりやすい板書や要点の視覚的な情報提示、教室前方の座席位置、机や椅子の脚のノイズ軽減対策等の配慮も大切になります。

心理面での配慮は周囲の情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りも必要です。緊急時や災害時の音声情報を視覚的に提示できる字幕提示システムの設置等も重要な合理的配慮になります。

さらに、大事なことは聴覚障がいのある児童生徒一人ひとりの聞こえに対する個別の配慮と、学級の児童生徒が共に学ぶ聞こえにくい友だちに、自分が聞いたことを伝えようとする気持ちをもつことではないでしょうか。